有床診療所に火災時指針

「1人当直」実態反映

消防庁、夏にも通知

地域をつなぐ 命を守る

昨年10月、入院患者ら10人が死亡した福岡市博多区の医院火災を受け、総務省消防庁は、夜間の当直態勢が手薄な有床診療所（19床以下）での火災時、看護師や職員の適切な行動例を示した対応指針を策定する。夜間当直が1人の場合を想定し、火元の確認より消防への通報を優先するよう求めるほか、初期消火や避難誘導を可能な限り効率的に行うことに重点を置いた内容となる。

【17面に特集】

消防庁によると、病院（20床以上）や社会福祉施設向けの防火マニュアルはあるが、有床診療所を対象にした指針策定は初めて。全国の有床診療所の多くが夜間の当直が1人態勢であることから、実態に即した指針が必要と判断した。

病院向け防火マニュアルは、火災報知設備が作動した際、誤報防止のため、火元を確認した上で119番通報するよう求めている。一方、有床診療所の指針案は、火元の確認より通報を優先するよう規定。消防から折り返しの電話があった場合も「その対応より原則として（患者の）避難誘導を優先する」としている。消防庁予防課は「1人の当直に多くは求められない。誤報を恐れるより一刻も早い通報が優先だ」と話す。

さらに、火元を見つけたら「火事だ」と大声で2回叫んで避難を促す。火元の部屋に多数の患者がいて避難に時間がかかると判断した場合は、消火器による初期消火を実施。患者を部屋から避難させたら、火や煙の拡大を防ぐため出入り口の扉を閉鎖する。屋外への避難が難しい場合は、火元からできるだけ遠い部屋に逃げ、消防隊の到着を待つ選択肢も示した。

宿直者1人で、寝たきりの患者や高齢患者を搬送する方法も例示。車椅子などが使えない場合、患者をシーツにくるんだり、患者の衣服の後ろ襟をつかんだりして引きずり出す方法を紹介している。

指針案は既に、医院火災を受けて発足した有識者会議に示しており、今夏にも承認を得た上で全国の施設に提示する予定。福岡市の有床診療所関係者は「行動の目安ができることはありがたいが、限界もある。訓練をしながら命を守る方法を考えていくしかない」と話している。（吉川文敬）

有床診療所の火災時対応指針案の骨子

- 警報が鳴ったら、火元の確認より通報を優先する
- 火元の部屋に多数の患者がいる場合は、消火器などでの初期消火を優先する
- 屋外への避難が困難な場合は、同じ階でも火元からなるべく遠い部屋に逃げる
- 各診療所は避難訓練などを通じ、夜間火災の対応を検討する

140526 西